

## インクルーシブ教育と「合理的配慮」

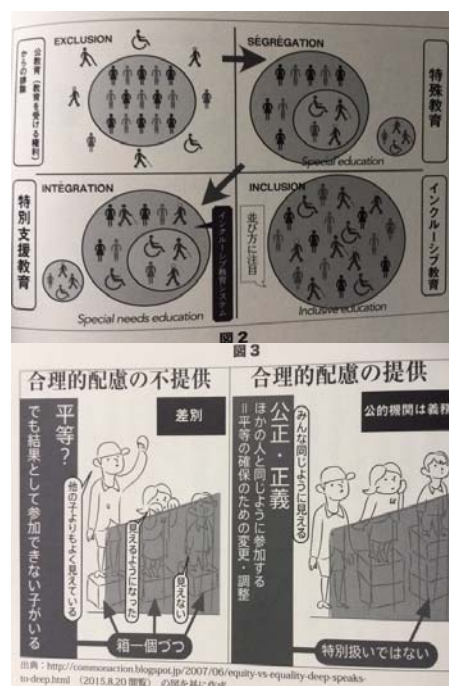
先に紹介した『教育と文化』81号は林智宏さんだけでなく、示唆に富む論稿が多い。弁護士の大谷恭子さんは次のように「合理的配慮」を説明する。

「わが国では、障害児教育は特別支援教育として提供されてきました。特別支援は合理的配慮とは違います。特別支援は、その子の学力や能力を伸ばすために個別に支援することです。合理的配慮は、その子があるがままに受け入れ、その子の社会生活や日常生活における社会的障壁を取り除くことです。その子の社会や日常は学校やクラスで営まれているのですから、学校やクラスをその子に合わせて調整変更することです。」

「合理的配慮は一方向的に押し付けられるものではありません。本人もしくは保護者からの要請に基づき、どのような配慮が必要かについて、合意したうえで提供されます。---特に学校教育においては、当事者の納得を前提に、クラスの他の仲間の理解が不可欠になることがあります。これもその理解が得られるよう、合理的配慮の提供の義務者である学校や教職員らの責任で働きかけ、時にはその内容の決定にクラスの仲間を参加させ、理解を深める工夫も必要となるでしょう。合理的配慮の合意形成は、その子の教育をクラスで実現するための障壁をどのように取り除くのかの観点でなされるものです。いいかえれば、障害のない子供たちと共に学ぶため、インクルーシブ教育を実現するためには何をどのように調整変更するか観点でなされるものです。」

筑波技術大学の一木玲子さんの論稿も参考になった。写真上はインクルーシブ教育を特殊教育などと対比して示す。図右下は「障害によって学ぶ場が隔離・区別されておらず、普通学級という一つの場で、障害の有無に関係なく子どもたちが在籍している。しかも、他の三つの円とは異なり、整然と並ぶのではなく、子供たちがそれぞれ自分らしく存在し、緩やかにつながりあっているように見える。」合理的配慮は写真下のように「一緒に参加するための環境の調整や変更」といえよう。

同じ空間、場所、教材で授業を受けるということは、--- クラスメイトと授業の流れを共有し、クラス全体で楽しい、つらいなどの雰囲気や感情や経験などを共有することにあるのではないか。」



(2015年12月19日)